

令和7年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和7年12月17日（水曜日）

○議事日程（第5号）

令和7年12月17日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第64号 尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の
制定について
- 日程第 3 議案第65号 尾鷲市駐車場条例の制定について
- 日程第 4 議案第66号 尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第67号 尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 6 議案第68号 尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第69号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 8 議案第70号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正
について
- 日程第 9 議案第71号 尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について
- 日程第10 議案第72号 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例等の一部改正につ
いて
- 日程第11 議案第73号 令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議
決について
- 日程第12 議案第74号 令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予
算（第3号）の議決について
- 日程第13 議案第75号 令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）
の議決について
- 日程第14 議案第76号 令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）
の議決について
- 日程第15 議案第78号 職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部改正について

- 日程第16 議案第79号 令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について
- 日程第17 議案第80号 令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第18 議案第81号 令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第19 議案第82号 令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第20 議案第83号 令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第21 発議第7号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第22 議員派遣について

○出席議員（10名）

1番 小川公明議員	2番 西川守哉議員
3番 野田憲司議員	4番 入田真嘉議員
5番 佐々木康次議員	6番 中井勇氣議員
7番 南靖久議員	8番 仲明議員
9番 中村文子議員	10番 西野雄樹議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加藤千速君
副市 長	下村新吾君
会計管理者兼会計課長	小川隆子君
政策調整課長	三鬼望君

政策調整課調整監	後藤健太郎君
政策調整課調整監	西村美克君
総務課長	森本眞明君
財政課長	岩本功君
防災危機管理課長	大和秀成君
税務課長	三鬼基史君
市民サービス課長	湯浅大紀君
福祉保健課長	山口修史君
福祉保健課参事	丸田智則君
環境課長	山本容孝君
商工観光課長	濱田一多朗君
水産農林課長	芝山有朋君
水産農林課参事	千種正則君
建設課長	塩津敦史君
建設課参事	上村元樹君
水道部長	神保崇君
尾鷲総合病院事務長	竹平專作君
尾鷲総合病院総務課長	高濱宏之君
教育長	田中利保君
教育委員会教育総務課長	柳田幸嗣君
教育委員会生涯学習課長	世古基次君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	渡邊史次君
監査委員	民部俊治君
監査委員事務局長	北村英之君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高芝豊
事務局次長兼議事・調査係長	濱野敏明
議事・調査係書記	世古紋加

[開議 午前 9時59分]

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第5号より取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、5番、佐々木康次議員、6番、中井勇氣議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」から日程第20、議案第83号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」までの計19議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました19議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

[7番（南靖久議員）登壇]

7番（南靖久議員） おはようございます。それでは、委員長報告をさせていただきます。約15分ほどかかりますので、よろしく願いいたします。

行政常任委員会における議案審査の経過並び、結果について御報告いたします。

当委員会に付託になりました議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」、議案第65号「尾鷲市駐車場条例の制定について」、議案第66号「尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について」、議案第67号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」、議案第68号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、議案第69号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第70号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第71号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」、議案第72

号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」、議案第74号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第75号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第76号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第78号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、議案第79号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」、議案第80号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」、議案第81号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第82号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第83号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」、以上、条例関係10件、補正予算関係9件の合計19議案につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

去る12月11、12日の2日間にわたり、市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第64号から議案第67号の条例関係4議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、議案第69号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第70号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」の3議案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号から議案第76号までの条例関係2議案、補正予算関係4議案の計6議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、追加議案として上程されました議案第78号から議案第83号まで、条例関係1議案、補正予算関係5議案、計6議案につきましても、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、委員会審査の中で、議案第65号「尾鷲市駐車場条例の制定について」の審査において、九鬼地区と三木里地区に有料の駐車場を設置するための条例で

ありますが、委員から、バイク1台当たりの利用料金の設定など、運用面において検討の余地があるとの意見が出されました。

また、議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」につきましては、三木里海水浴場のキャンプ利用において、地区住民より夏季使用が可能な場所の検討、調整が進められているとの報告もあり、条例の施行までにまだ猶予があることから、実際の運用に当たっては、観光客の利便性と地元住民の生活環境の双方に配慮しつつ、最適な運用が図られるよう、今後引き続き検討することを要望いたしました。

次に、議案第71号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」につきましては、本市の奨学金制度における貸与額の増額を図るものであり、執行部からは、新たに奨学金の貸与を受ける学生を対象とするものであるとの説明がありました。

しかしながら、委員から既に本制度の貸与を受け、在学中である学生についても、昨今の物価高騰の影響を等しく受けることから、貸与開始後であっても、契約内容の変更等により、本改正の趣旨が反映されるよう検討すべきであり、在学中の学生が現行額のまま継続するか、増額するかを選択できる制度設計について配慮を求める意見が出されました。

また、本市の奨学金制度につきましては、年齢制限は設けられていないものの、成績証明書の提出を要件としていることから、学校側の保存年限の制約により、実質的に若年層に限定された制度となっているとの説明もございました。

委員からは、近年では、社会人がキャリアアップや学び直しのため、通信制を含む教育機関で学ぶ事例も増えており、こうした人材に対して奨学金による支援を行うことは、将来的な市内就職や地域への定着につながる可能性があることから、社会人の学び直しにも対応できる制度の在り方について、今後、検討を進めていただくよう求める意見も出されました。

次に、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」において、建設課から、債務負担行為補正として、令和8年度施行公衆便所清掃業務委託が追加されました。

これに関連し、委員から、浜周辺の公衆トイレについては、従前から汚れている使いづらいとの声が寄せられている現状が指摘されました。

その上で、執行部には、清掃業務先に対する指導の徹底を含め、公衆トイレの管理体制について改善を図り、市民や観光客が安心して利用できる環境の整備に努めていただくよう要請させていただきました。

また、同じく議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」におきまして、9款教育費、学校教育事務局費において、児童・生徒学校給食費給付金350万円の増額についての説明があり、委員からは、給食現場において、物価高騰の中で、経費削減に努めながら、子供たちに栄養バランスを確保するため、様々な工夫と努力が重なっているとの認識が示されました。

当委員会といたしましても、こうした給食現場における取組、御尽力について高く評価するとともに、今後におかれましても、子供たちの健やかな成長を支える給食の提供に引き続き努めていただくことを期待するものであります。

次に、議案第75号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」は、今回の補正は、令和7年度当初予算における医業収益の見込みと実際の患者動向との乖離を反映したものであり、特に入院外来患者数の減少が経営に大きな影響を及ぼしている状況が示されました。

執行部からの説明によりますと、整形外科や外科、産婦人科において入院患者の減少が顕著であるほか、外来患者についても、内科や外科、泌尿器科で大きな減少が見られていることであり、これに伴い、医業収益全体が当初見込みを下回る予算となっており、尾鷲総合病院の経営状況は、依然として極めて厳しい状況にあることが報告されました。

一方、医師や看護師をはじめとする病院職員が一丸となり、経営改善に向けた努力を重ねており、具体的には、これまで非常勤医師が担っていた当直業務を常勤医師が担うなど、経費削減等体制見直しに向けた取組も一部始まっているとの説明がありました。

また、加藤市長からは、こうした厳しい経営状況の中においても、地域医療の要である2次救急については、今後も必ず堅持していきたいと力強い決意が示されました。

当委員会といたしましても、市民の生命と健康を守る上で、総合病院が果たす役割は極めて重要であることと認識をしており、病院の存続に向け、引き続き経営改善に取り組むとともに、国や県の支援も含めたあらゆる方策を検討し、持続可能な医療体系の確保に努めていただくよう強く求めるものであります。

最後に、議案第79号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」の議決についての中の歳入、17款寄附金のうち、総務寄附金において計上されましたふるさと応援基金2億3,000万円の追加についてであります。

本年度のふるさと応援基金による歳入については、当初において約4億円を見込んでおりましたが、今回の補正予算により2億3,000万円を追加し、総額約6億3,000万円とするものであります。

ふるさと納税制度が開始されました平成20年度の当初においては、本市への寄附金が約49万円であったことを踏まえ、今日までの大きな伸びは、執行部をはじめ、返礼品を担う市内業者の皆様、関係各位の不断の御努力によるものであり、加えて、本市を応援し、御寄附をお寄せいただいている全国の寄附者の皆様方の温かい御支援のたまものであると考えております。

当委員会といたしましても、本年度において、6億円を超える寄附が見込まれていることに対して、寄附者の皆様をはじめ、関係する全ての皆様に心より感謝を申し上げるとともに、今後におきましても、本市の魅力と安定的な財政確保につながる取組は継続されることを大いに期待するものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、行政常任委員会の委員長報告に代えさせていただきます。

議長（小川公明議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第65号「尾鷲市駐車場条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第66号「尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第67号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第68号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長（小川公明議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第69号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長（小川公明議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第70号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長（小川公明議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第71号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第72号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第74号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第75号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第76号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号、議案第78号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第79号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第80号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第81号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第82号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第83号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、発議第7号「危機的状況にある自治体病院の存続に向けた

財政支援を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

(事務局長 朗読)

議長(小川公明議員) ただいま議題の発議につきましては、提出者の提案説明を求めます。

2番、西川守哉議員。

[2番(西川守哉議員)登壇]

2番(西川守哉議員) おはようございます。

発議第7号「危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回の意見書は、自治体病院の存続に向けて、国に財政支援を強く求めるものです。

それでは、意見書案の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

自治体病院は、地域の民間医療機関では、採算性の観点から担いがたい救急、小児、周産期などの高度医療、さらには感染症や災害対応など、地域の医療提供体制の維持に不可欠な役割を担っています。

しかし、近年の人件費、物価の高騰に対し、医療報酬が十分に対応しておらず、公益社団法人全国自治体病院協議会の令和7年8月調査においても、自治体病院の約9割が自治体からの繰出金を投入してもなお赤字決算となるなど、経営状況は極めて深刻化しております。

本市においても状況は同様であり、地域の中核病院である尾鷲総合病院は、救急医療をはじめとした不採算医療を担い、紀北町などを含む東紀州の住民の生命と健康を支える中心的役割を果たしている。

ところが、尾鷲市は急速な人口減少、高齢化が進行。医療需要は高まる一方で、医療収入の増加につながりにくい構造となっており、病院経営は、自治体の財政支援なしには維持が困難な状況であり、このことは単に病院の問題だけでなく、市の財政の疲弊にもつながるものである。

また、東紀州医療圏の医師数は県内でも特に少なく、医師会の高齢化も進んでいることから、医師不足が長期化すれば、地域医療の存続が危機に瀕することは明らかである。

このままの状況が続けば、地域住民の生命、健康の安全保障、さらには周辺市町を含めた地域全体の医療提供体制の崩壊につながりかねず、国として早急に対

応すべき課題である。

よって、政府におかれては、地域医療を守る自治体病院の経営改善は国の責任において取り組むべき重要課題と捉え、下記の事項について速やかかつ具体的に対応されるよう強く要望する。

記。

一つ、医療報酬について、物価高騰や賃金上昇に適切に対応できる仕組みを導入すること。

一つ、令和8年度診療報酬改定において、入院基本料の大幅な引上げを行うこと。

一つ、不採算部門である救急医療の提供が継続できるよう、特別交付金の創設などによる財政的支援を行うこと。

一つ、自治体病院の経営の危機を回避するため、令和8年度の診療報酬予定改定を待つことなく、人件費及び物価高騰など、費用増に対応した緊急的な財政支援を実施すること。

以上、発議7号「危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書について」の提案説明とさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、御賛同賜りますよう、どうかよろしく申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、これより採決を行います。

日程第21、発議第7号「危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（小川公明議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第22、「議員派遣について」を議題といたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び尾鷲市議会会議規則第166号の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 御異議なしと認めます。よって、お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容等に関し、諸般の事情により変更が生じる場合等につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、来る12月22日をもちまして御退任されます教育長、田中利保氏より御挨拶があります。

田中教育長。

[教育長(田中利保君)登壇]

教育長(田中利保君) おはようございます。今日はこのような場を設けていただき、誠にありがとうございます。

この3年間、議長をはじめ、議員の皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございます。ありがとうございます。また、市長をはじめ、市役所の皆様方にも大変お世話になりました。ありがとうございます。

3年前、就任の挨拶で、どの子にも教育の光を当ててあげたいという私の思いを述べさせていただきました。それから3年間、どのようにすればそのことが実現できるのかなと考えてきました。やはり子供たちに温かい声をかけてあげられるのは現場の先生であり、そのことを間近で見守り、支援、指導できるのは学校長であるということから、私は学校長の話をしっかりと聞いてあげようと考えました。

教育界ではよく言われます。「校長は孤独である。」です。学校の重要な判断を自分1人で考え、決断しなくてははいけません。そこで、教育長室の敷居を低く

して、いつでも相談に来られるようにしました。問題が発生したらもちろんですが、こういうことをやってみたいんですという相談もありました。この3年間、何回も校長先生方が来室しました。この4月から今日まで、20回を超える校長先生もいます。一緒に悩むこともありましたが、大丈夫や、応援するから自信を持ってやってくれと言うこともありましたが、そういうことが、学校現場で自信を持った校長の力強い指導になり、学校の安定につながり、子供たち一人一人の学びの保障に寄与した部分もあったように思います。

このように3年間、学校現場を大事にしてやってきたつもりです。全ての子供たちに光を当てられたかということは自信がありませんが、苦しんでいる子に手を差し伸べたいという思いは今も変わりありません。

この23日からは、一市民として、これからの尾鷲市の発展に協力していきます。

そして、何よりも、子供たちの成長、発達に少しでも関わっていきたくて考えていますので、どこかで田中先生が子供たちの活動をしているということを耳にしたら、また声をかけてください。

本当に3年間、ありがとうございました。これで失礼いたします。

議長（小川公明議員） 田中教育長におかれましては、長い間、誠に御苦労さまでございました。今後におかれましても、お体を大切にされ、市の発展に御尽力賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、12月2日の開会以来、本日まで慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」をはじめとする議案20件と、報告第14号「専決処分事項の承認について」につきまして、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、健康にはどうか御留意いただき、ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます。簡単ではございますが、本定例会の閉会の

挨拶とさせていただきます。どうも本当にありがとうございました。

議長（小川公明議員） 去る12月2日開会以来、長い間、誠に御苦勞さまでございました。

これをもって、令和7年第4回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時40分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 佐 々 木 康 次

署 名 議 員 中 井 勇 気